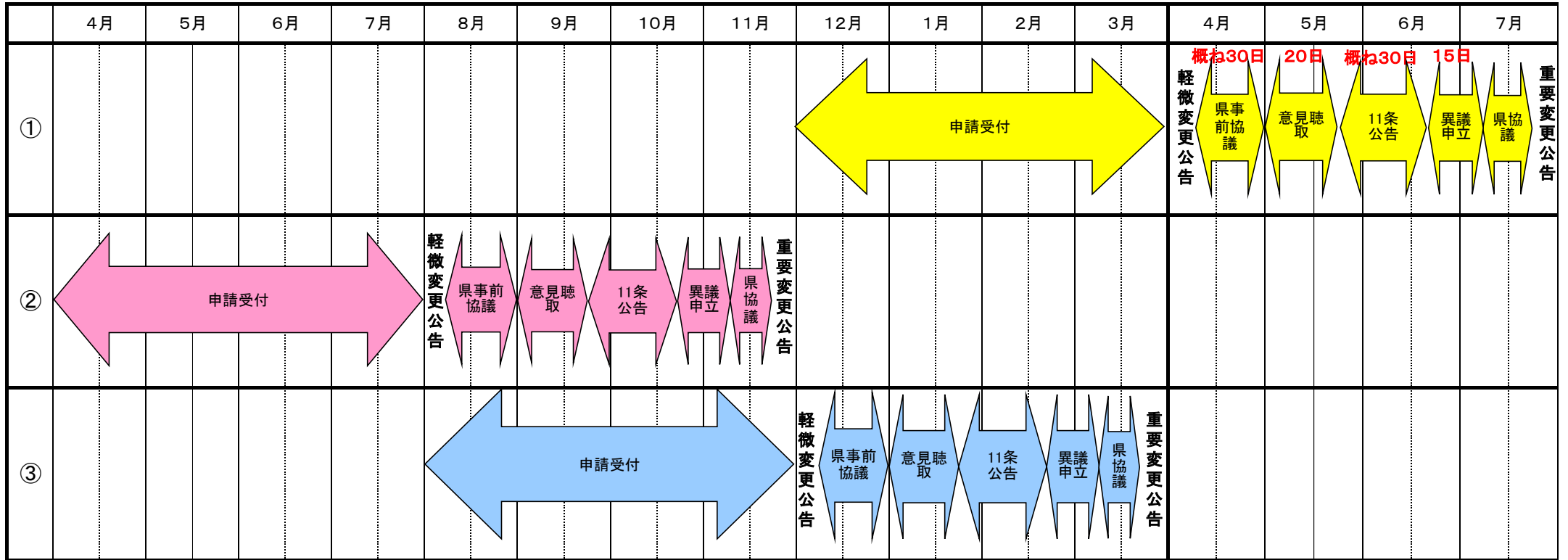


《農業振興地域整備計画変更(農振除外・用途区分変更)年間スケジュール》



【注意事項】

申請受付終了後、農振除外に係るものについては、広島県と事前協議・関係機関への意見聴取を経た上で開始する法11条公告後（整備計画の案の縦覧開始後）でなければ転用手続きができません。農業用施設の設置に伴う用途区分変更については、軽微な変更として県協議・関係機関への意見聴取・法11条公告の手続きを必要としないため、申請受付終了後に整備計画を公告（法第12条公告）します。